

ターミネーター R・T

チーム規約 Rev08

改訂履歴		
Rev01	平成 19 年 4 月 1 日	本規約の実施
Rev02	平成 22 年 3 月 27 日	
Rev03	平成 23 年 5 月 8 日	役員構成の変更 ①顧問の新設 ②会計の人数を 2 名から 1 名へ変更 ③イベント 2 名の廃止 ④事務局と会計は兼務 細則⑫を新設
Rev04	平成 24 年 3 月 3 日	16 項の改訂
Rev05	平成 25 年 3 月 23 日	12 項の改訂
Rev06	平成 28 年 3 月 26 日	5 項の役員について、事務局の人数を 1 名から 2 名へ変更
Rev07	平成 29 年 3 月 11 日	12 項を改訂
Rev08	平成 31 年 3 月 19 日	5 項を改訂

チーム規約

平成 31 年 3 月 19 日改訂 Rev08

1. チーム名称

日本名：『ターミネーター R・T』

英語名：『TERMINATOR R・T』とする

2. 目的

サイクルスポーツを通じて、互いに体力・技術を向上させ、会員相互の親睦を図り、特に地元開催である『シマノ鈴鹿ロード』においては、ターミネーター R・Tの存在を広くアピールする。

3. 大会参加登録の仕方

国内での参加（申請）は日本名を使う事を原則とする。

4. チーム拠点

三重県鈴鹿市

5. 役員

本チームは以下の役員を置く。ただし、顧問、会長代行、事務局の 1 名、副キャプテンは、必要とされる場合には置くことができる。

顧問	1 名
会長	1 名
代行	1 名
事務局	2 名（会計を兼務）
キャプテン	1 名
副キャプテン	1 名
広報	1 名

6. 会計年度

毎年 4 月 1 日～翌 3 月 31 日とする。

7. 役員選出

会長指名により選出し、役員は再選を妨げない。

8. 総会

総会は2～3月を目処に開催の旨を事務局により告知し、召集・開催する。

9. 総会開催有効人数

会員過半数以上の出席・賛成により議決とする。

10. 総会決議事項

- 1) 年度事業、成績報告
- 2) 会費収支報告
- 3) 会員内容、増減
- 4) 年度内問題点、課題報告と、次年度への引継ぎ事項
- 5) 次年度活動方針、レース・イベント企画計画事項
- 6) 役員改選含め選任、承認

11. 計画変更時の対応

活動中に問題、変更が生じた場合、会長名で承認、連絡。

(極力事前対処とするが)

12. 年会費

年会費として2,000円を徴収する。

但し、以下の条件に該当する場合は、その金額とする。

高校・大学生 1,000円

中学生以下および未就学児童 無料

一家族2名以上 3,000円

10月1日から翌年3月31日の間に入部した者は半額

13. 会費徴収

総会開催時より次年度会費の徴収を行い、4月中には納入する。

14. 臨時徴収

忘年会、新年会、総会、焼肉会などは、都度応分清算とする。

(アルコール有無、学生・児童等収入を考慮し適切な配分とする)

15. 会費からの補填

- 1) 前 14 項に掲げる各種会合に食べ物アルコール等の会費補填はしない。
- 2) チームの広報インターネット掲示物の維持管理費、通信費は補填する。
- 3) 次年度予算の詳細については、総会にて発表する会計方針に従う。

16. 会員是非

- 1) チームの活動は、チーム員によって行うこととする。
チーム員以外の者でも、参加の希望があれば参加可能とする。
但し、チーム員に限定した活動、または、活動に支障があると判断した場合は、
ご遠慮頂く（ヘルメット非着用、ブレーキの非搭載等）。
- 2) 継続して活動に参加を希望する者は、特段の理由があり会長が認めた以外チーム
への加入を必須とする。

17. 規約改定

規約改定は、原則期末総会にて上提審議とするが、急を要する場合は会長判断で臨時決裁し、会員に事後報告する事も可能とする。

尚、会長不在時には会長代行者の判断でも決裁可能とする。

細則

- ① 遠隔地への車相乗り時の輸送諸経費は同乗者按分とする。
- ② 車提供者への礼は申し訳ないが無しとさせてもらうが、社内ゴミ清掃等のマナー、ルール重視対応をする事
- ③ 焼肉会などの準備・後片付けのためのキャスティングは事前に指名、割振りとし、責任ある行動で応分の作業負担のうえ、楽しむ事とする。
- ④ レース、イベント開催時は、主として事務局から事前情報連絡（朝練時が原則ではあるが）し、期限設定のうえ最終参加者を広報する。
- ⑤ レース、イベント時は、社会人、一市民としての自覚を持ち、チームの名を辱める事の無きよう、責任ある行動をとる事。
万一、不正行動が判明時は役員会議にて検討のうえ除名もあり得る。
- ⑥ レース、イベント、特に朝練時は交通事故を含めた被災には注意し、会員相互の安全への働きかけ、アドバイス、ルール説明など走行中の連携、声掛け等に全員意識し合い、安全第一のチームづくりに一人1人が認識対応する事。
- ⑦ 但し、いかなる状況に於いても事故発生に関しては、あくまでその責任はチームとしての責を負わない（自己責任が原則）
- ⑧ 万が一の事故時には、人命最優先とし、二次災害の防止、救急措置、支援（手当て、家族連絡等）は惜しんではならない。
- ⑨ レース、イベント案内等の各種情報は、朝練の機会とチーム内メーリングリスト、チームインターネット掲示板等で連絡する。原則個別確認はしない。
（但し、長期出張、療養等の不測の事態時は不含）
- ⑩ 広報業務はインターネット等を用いて活動PRを行うとともに、メンバーに対し郵便物やE-Mail等を用いて情報提供や共有を行う。
- ⑪ 活動休止部員への扱い
本人事情により朝練や各種イベントへの参加が出来ない状態が継続している会員については活動休止扱いとし、会費の徴収やイベント出欠確認を一時停止する。
- ⑫ レース、ツーリングには原則チームユニフォームを着用する。